

平成24年9月21日

第2422号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- ふ化業者の登録(498・南部家畜保健衛生所)..... 1
- 公共測量実施の通知(499・建設政策課)..... 1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(500・都市計画課)..... 2
- 建設業の許可の取消し(501・北秋田地域振興局総務企画部)..... 2
- 建設業の許可の取消し(502・山本地域振興局総務企画部)..... 2
- 開発行為に関する工事の完了(503・由利地域振興局建設部)..... 3
- 道路区域の変更及び供用開始(504・雄勝地域振興局建設部)..... 3

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表(人事課)..... 3
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(財産活用課)..... 13
- 特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)8件..... 14
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)..... 17
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(北秋田地域振興局農林部)..... 17

告 示

秋田県告示第498号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 登録ふ化業者

| 登録番号 | 氏名及び住所(名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名) | ふ化場の名称及び所在地 |
|---------|---|--|
| 平24南第1号 | 社団法人 秋田県農業公社 秋田市土崎港北二丁目17番70号 理事長 三浦 庄助 | 社団法人 秋田県農業公社 比内地鶏センター 大仙市神宮寺字海草沼谷地8番2号 |

2 登録年月日 平成24年9月20日

3 登録の有効期限 平成27年9月19日

秋田県告示第499号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

公共測量(基準点測量ほか)

2 作業を行う地域

秋田市牛島西一丁目地内ほか

3 作業を行う期間

平成24年9月18日から平成25年3月22日まで

秋田県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小坂町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
小坂都市計画下水道（小坂町公共下水道）の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第501号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年9月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社大川建設
北秋田市鷹巣字小沼24番地
代表取締役 千 葉 義 廣
秋田県知事許可（般-24）第5212号
- 3 処分の内容
管工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年9月5日付けで管工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第502号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成24年9月6日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社加藤建築工業
能代市畠町12番4号
代表取締役 加 藤 秀 明
秋田県知事許可（般-19）第3054号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成24年9月6日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成24年9月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
牧善工務店
山本郡三種町大口字釜谷146番地1
牧 野 善 悦
秋田県知事許可（般-19）第9606号

(3) 処分の内容

大工工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年9月10日付けで大工工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成24年6月27日付け指令由建一491で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

東北ミサワホーム株式会社

代表取締役 佐 藤 春 夫

2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市石脇字尾花沢54番52、54番139、54番239、54番240及び54番263

秋田県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (キロメートル) |
|----------|-----|------|--------------------------|-----------------|----------------|
| 一般 国道 | 旧 | 398号 | 湯沢市倉内字四ツ屋2番9から字柿在家32番2まで | 11.60～13.50 | 0.062 |
| | 新 | 398号 | 湯沢市倉内字四ツ屋2番9から字柿在家33番6まで | 11.70～13.50 | 0.062 |

2 供用開始の期日 平成24年9月21日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年9月21日から同年10月4日まで

公 告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区分 | 職 員 数 | | | 対前年 増減数 | 主 な 増 減 理 由 |
|------|-----|--------|--------|--------|------------|-----------------|
| | | 平成23年 | 平成24年 | | | |
| | | | | うち知事部局 | | |
| 一般行政 | 総務他 | 3,524人 | 3,474人 | 3,386人 | △50人 | 事務の統廃合・縮小等 |
| 特別行政 | 教 育 | 9,509人 | 9,333人 | | △176人 | 児童生徒数減に伴う減少等 |
| | 警 察 | 2,309人 | 2,300人 | | △9人 | 欠員の不補充 |
| | 病 院 | 32人 | 22人 | | △10人 | 県立病院機構への派遣職員の減少 |

| | | | | | | |
|------|-----|---------|---------|--------|-------|------------|
| 公営企業 | 下水道 | 8人 | 9人 | 9人 | 1人 | 事務の統廃合・縮小等 |
| | その他 | 101人 | 98人 | 9人 | △3人 | |
| 合 計 | | 15,483人 | 15,236人 | 3,404人 | △247人 | |

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対 象 職 員：知事部局職員（病院機構及び県立大学への派遣職員並びに市町村への派遣医師を除く。）

計 画 期 間：平成22年度から平成25年度までの4年間

縮 減 目 標：3,761人（平成21年4月1日現在）を約12%（461人）縮減し、3,300人（平成25年4月1日時点）へ

縮 減 方 法：将来的には職員数を2,700人程度と見込み、職員の年齢構成のバランスを保ちながら職員数の縮減を図るため、単年度の採用者数の目安を約70人（2,700人÷40年）とする。

新行財政改革大綱（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成22年度から平成25年度までの4年間で10,519人（平成21年度）から9,857人に縮減する。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成24年4月1日現在)

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均諸手当月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|--------------|----------|----------|----------|--------|
| 行 政 職 | 344,252円 | 64,056円 | 408,308円 | 43歳3月 |
| 警 察 職 | 327,557円 | 101,479円 | 429,036円 | 39歳10月 |
| 教 育 職（高等学校等） | 391,305円 | 42,323円 | 433,628円 | 43歳9月 |
| 教 育 職（小・中学校） | 405,509円 | 36,016円 | 441,525円 | 47歳1月 |
| 技能労務職 | 329,631円 | 46,443円 | 376,074円 | 48歳7月 |

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成24年4月1日現在)

| 区 分 | 初任給 | 採用2年後の給料月額 | 経験年数別平均給料月額 | | | |
|--------------|-----|------------|-------------|----------|----------|----------|
| | | | 10年 | 15年 | 20年 | |
| 行 政 職 | 大学卒 | 172,200円 | 184,200円 | 271,000円 | 332,000円 | 369,500円 |
| | 高校卒 | 140,100円 | 148,500円 | 220,100円 | 260,300円 | 330,600円 |
| 警 察 職 | 大学卒 | 197,200円 | 220,100円 | 286,500円 | 348,100円 | 369,500円 |
| | 高校卒 | 158,100円 | 177,100円 | 251,600円 | 291,900円 | 333,900円 |
| 教 育 職（高等学校等） | 大学卒 | 192,800円 | 204,800円 | 317,000円 | 361,100円 | 403,900円 |
| 教 育 職（小・中学校） | 大学卒 | 192,800円 | 204,800円 | 314,400円 | 364,000円 | 397,100円 |
| | 短大卒 | 168,600円 | 184,500円 | 271,000円 | 331,100円 | 375,300円 |

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

| 区 分 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 計 |
|---------|------|------|------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 標準的職務内容 | 部長 | 次長 | 課長 | 課長 | 主幹・副主幹 | 副主幹・主査 | 主査・主任 | 主事・技師 | 主事・技師 | |
| 職 員 数 | 19人 | 47人 | 38人 | 386人 | 949人 | 1,097人 | 658人 | 315人 | 304人 | 3,813人 |
| 構 成 比 | 0.5% | 1.2% | 1.0% | 10.1% | 24.9% | 28.8% | 17.3% | 8.3% | 8.0% | 100% |

※ 県には9種類13表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

※ 構成比については、各級ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない。

(4) 標準を超える昇給の状況

(平成23年度)

| 区 分 | 行 政 職 | 警 察 職 | 教育職（高等学校等） | 教育職（小・中学校） |
|-------------|--------|--------|------------|------------|
| 職 員 数 | 3,991人 | 1,890人 | 2,832人 | 5,689人 |
| 標準を超える昇給職員数 | 708人 | 321人 | 535人 | 943人 |
| 比 率 | 17.7% | 17.0% | 18.9% | 16.6% |

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成23年度)

| 区 分 | 期 末 手 当 | 勤 勉 手 当 |
|------------|-----------------------|------------|
| 支給割合 | 6月支給 | 1.2月分 |
| | 12月支給 | 1.375月分 |
| | 合 計 | 2.575月分 |
| 1人当たり平均支給額 | 行政職 | 1,513,702円 |
| | 警察職 | 1,414,174円 |
| | 教育職 | 1,687,869円 |
| 加算措置の状況 | 職務の級に応じて5%～20%の加算を行う。 | |

イ 退職手当

(平成23年度)

| 区 分 | 支 給 割 合 | |
|-----------------|----------|-----------|
| | 自 己 都 合 | 勤 奨 ・ 定 年 |
| 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 |
| 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 |
| 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 |
| 最高限度 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| 職 種 別 平 均 支 給 額 | | |
| 行政職 | 24,732千円 | |
| 警察職 | 17,963千円 | |
| 教育職 | 25,634千円 | |

ウ 時間外勤務手当

(平成23年度)

| | |
|-----------------|------------|
| 支給総額 | 19億2,993万円 |
| 支給対象職員1人当たり支給年額 | 326,057円 |

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当等である。

(平成23年度)

| | |
|-------------------|-----------|
| 支給総額 | 816,989千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | 127,200円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 40.4% |

オ その他の主な手当

(平成24年4月1日現在)

| 手当名 | 内 容 | 区 分 | 支 給 額 |
|---------|---|---|-------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 扶養親族のある職員に支給 | 配偶者 | 月額13,000円 |
| | | 配偶者以外 | 月額6,500円 |
| | | 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 | 月額11,000円 |
| | | 満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子 | 1人当たり月額5,000円を加算 |
| 住 居 手 当 | 借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 | | 最高 月額27,000円 |
| 通 勤 手 当 | 通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に支給 | 交通機関利用 | 最高 月額55,000円 |
| | | 自動車等利用 | 最高 月額38,100円 |
| 寒冷地手当 | 11月から3月までにおいて秋田県に在勤する職員に支給 | 秋田県内に勤務する職員 | 扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円 |

(6) 勤務時間の状況

(平成23年度)

| 勤 務 時 間 | 休 憩 時 間 |
|--------------------|------------|
| 午前8時30分から午後5時15分まで | 正午から午後1時まで |

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成23年1月～同年12月)

| 区 分 | 対象人数 | 使用可能日数 | 総使用日時数 | 1人当たり使用日時数 |
|--------|--------|----------|-------------|------------|
| 知事部局等 | 3,463人 | 135,313日 | 39,438日 1時間 | 11日 3時間 |
| 警察本部 | 2,291人 | 88,010日 | 13,045日 4時間 | 5日 5時間 |
| 県教育委員会 | 3,973人 | 142,610日 | 37,966日 2時間 | 9日 4時間 |

※1 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成23年度)

| 区 分 | 育 児 休 業 (女性) | | | 育 児 休 業 (男性) | | | 部分休業 取得者数 | 介護休暇 取得者数 |
|-------|--------------|------|--------|--------------|------|------|--------------|--------------|
| | 取得可能者数 | 取得者数 | 取得率 | 取得可能者数 | 取得者数 | 取得率 | | |
| 知事部局等 | 24人 | 24人 | 100.0% | 85人 | 3人 | 3.5% | 5人 | 8人 |
| 警察本部 | 16人 | 16人 | 100.0% | 81人 | | 0.0% | 2人 | 1人 |
| 教育委員会 | 112人 | 112人 | 100.0% | 140人 | 3人 | 2.1% | 1人 | 9人 |

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成23年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成23年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成23年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※4 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

※5 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類

(平成23年度)

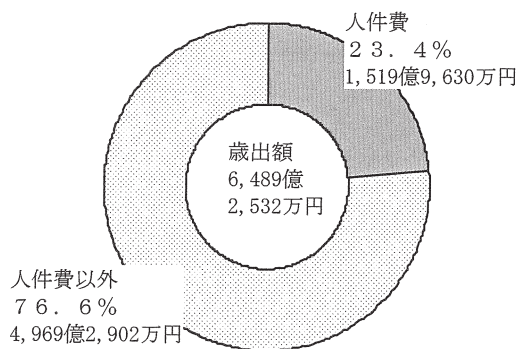
| 種 類 | 内 容 |
|------|--|
| 年次休暇 | 1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。 |
| 病気休暇 | 負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。 |
| 特別休暇 | 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。) |
| 介護休暇 | 配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。 |

主な特別休暇

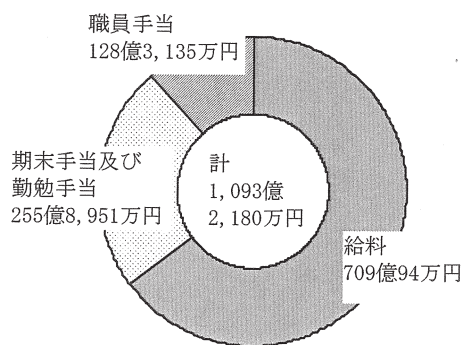
| 種 類 | 内 容 (日 数 等) |
|-----------------|--|
| ボランティア休暇 | 職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内) |
| 結 婚 休 暇 | 職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内) |
| 出 産 休 暇 | 女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間) |
| 配偶者出産休暇 | 職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内) |
| 配偶者の出産に係る子の養育休暇 | 職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内) |
| 子の看護等休暇 | 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内。その子が2人以上の場合は10日以内。) |
| 短期の介護休暇 | 職員が要介護者の介護等を行う場合に与えられる。(年5日以内。要介護者が2人以上の場合は10日以内。) |
| 服 忌 休 暇 | 職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内。) |
| 夏 季 休 暇 | 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内) |

(8) 職員給与費の状況

I 人件費の状況
(平成22年度普通会計決算)



II 職員給与費の内訳
(平成24年度一般会計予算)



※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

対象職員数16,162人 一人当たり676万円
※職員手当には退職手当は含まない。

(9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成24年7月1日現在)

| 区分 | 給料及び議員報酬 | 期 末 手 当 | | 退 職 手 当 | |
|-----|-----------------------|---------|--------|------------------|------|
| | | 6月期 | 12月期 | 算 定 方 法 | 支給時期 |
| 知 事 | 1,210,000円 (968,000円) | 1.4月分 | 1.55月分 | 給料月額×在職月数×70/100 | 任期毎 |
| 副知事 | 930,000円 (790,500円) | 1.4月分 | 1.55月分 | 給料月額×在職月数×45/100 | 任期毎 |
| 議 長 | 910,000円 (864,500円) | 1.375月分 | 1.55月分 | 支給しない。 | |
| 副議長 | 810,000円 (769,500円) | 1.375月分 | 1.55月分 | | |
| 議 員 | 780,000円 (741,000円) | 1.375月分 | 1.55月分 | | |

※ 特例措置として、知事・副知事の給料については平成25年4月まで、議長・副議長・議員の議員報酬については同年5月まで減額して支給することとされており、括弧内が減額後の額である。

※ 知事・副知事の期末手当については、平成21年6月から平成24年12月までの特例措置として、知事が20%、副知事が15%減額される。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成23年度)

| 区 分 | 分限処分を受けた職員の数 | | | | | 懲戒処分を受けた職員の数 | | | | |
|-------|--------------|-----|------|-----|------|--------------|-----|-----|-----|-----|
| | 降 任 | 免 職 | 休 職 | 降 給 | 計 | 戒 告 | 減 給 | 停 職 | 免 職 | 計 |
| 知事部局等 | | | 42人 | | 42人 | 3人 | | | | 3人 |
| 警察本部 | | | 13人 | | 13人 | 2人 | | | | 2人 |
| 教育委員会 | | | 124人 | | 124人 | 1人 | 4人 | | 7人 | 12人 |
| 計 | | | 179人 | | 179人 | 6人 | 4人 | | 7人 | 17人 |

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成23年度)

| 行 為 区 分 | 戒 告 | 減 給 | 停 職 | 免 職 | 計 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一 般 服 務 違 反 | 3人 | | | | 3人 |
| 一 般 非 行 | 3人 | | | 4人 | 7人 |
| 収 賄 等 | | | | | |
| 道路交通法違反(職務執行外) | | 4人 | | 3人 | 7人 |
| 監 督 責 任 | | | | | |
| 計 | 6人 | 4人 | | 7人 | 17人 |

4 サービスの状況

服務規律の確保に関する取組

(平成23年度)

| 区 分 | 取 組 の 概 要 |
|------|---|
| 知事部局 | 平成23年6月 職員の綱紀の保持について(通知) 平成23年12月 職員の綱紀の保持について(通知) |

| | | |
|-------|--|---|
| 警察本部 | 平成23年4月 平成23年8月 平成23年10月 平成23年12月 平成24年2月 平成24年2月 | 行楽期における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 非違事案の絶無に向けた取組の更なる強化について(通達) 業務上の非違事案防止のための諸対策について(通達) 年末年始における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 異動期における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 株式等の取引に関する留意事項について(通達) |
| 教育委員会 | 平成23年6月 平成23年7月 平成23年11月 平成23年12月 | 飲酒運転等不祥事の根絶について(通知) 職員の綱紀の保持について(通知) 飲酒運転等不祥事の根絶について(通知) 職員の綱紀の保持について(通知) |

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績

(平成23年度)

| 区 分 | 研修実施機関 | 研 修 区 分 | 内 容 | 修了者数 | |
|-------|--------------|---------|----------------------------------|----------------------------|-------------|
| 知事部局 | 秋田県自治研修所 | 役職段階別研修 | 新規採用職員研修、3年目職員研修、中堅職員研修、役付職員研修等 | 751人 | |
| | | 能力開発研修 | 政策形成、企画立案能力向上、地方財政、メンタルヘルス・ケア法等 | 572人 | |
| | | 特別研修 | 「意識・知識・見識」実践研修 | 30人 | |
| | | | | 計1,353人 | |
| 警察本部 | 秋田県警察学校 | 指定研修 | 採用時教養 昇任時教養 | 初任科、初任補修科、一般職員初任科 各級任用科 | 164人 12人 |
| | | 専門研修 | 専科、部門別任用科等 | 377人 | |
| | | | | 計553人 | |
| | | | | | |
| 教育委員会 | 秋田県総合教育センター等 | 教職経験者研修 | 初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修等 | 352人 | |
| | | 職務別研修 | 新任校長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等 | 416人 | |
| | | 事務職員 | 新規任用事務職員研修 | 14人 | |
| | | | | 計782人 | |

(2) 勤務成績の評定の概要

(平成23年度)

| 区 分 | 勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要 |
|-------|--|
| 知事部局 | 職員人事評価制度 対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員(研究員評価対象者を除く。) 評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。 評価期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日 評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。 研究員評価制度 対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員 評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。 評価期間：平成22年11月1日～平成23年10月31日 評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。 |
| 警察本部 | 警察職員人事評価制度 対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員 評価期間：平成23年1月1日～同年12月31日 評価方法：職員を5つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への適性の3領域において7段階の評価を行う。 |
| 教育委員会 | 教員人事評価制度 「秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」による。 対 象：臨時職員を除く教員 評価期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日 評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務遂行状況について、評価要素ごとに5段階評価し、総合評価を行う。 事務職員等人事評価制度 対 象：臨時職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員 |

評価期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日

評価方法：業績及び能力について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価し、総合評価を行う。

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき平成23年度において県が実施した福利厚生事業は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(平成23年度)

| 区分 | 分類 | 主な事業 | 事業費 |
|-------|---------------|--------------------------|-----------|
| 知事部局等 | 健康管理・安全衛生管理 | 職員健康診断、健康管理・安全衛生管理 | 84,077千円 |
| | 福利厚生及び文化活動 | ライフプラン推進事業等 | 295千円 |
| | 職員住宅建築費償還金 | 職員住宅（18棟分） | 639,842千円 |
| | 計 | | |
| 警察本部 | 健康管理・安全衛生管理 | 職員健康診断、健康管理・安全衛生管理 | 30,819千円 |
| | 福利厚生 | ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等 | 1,004千円 |
| | メンタルヘルス総合対策事業 | メンタルヘルス研修会、ストレス相談等 | 564千円 |
| | 計 | | |
| 教育委員会 | 職員の健康管理 | 教育庁職員定期健康診断等 | 23,760千円 |
| | 生涯生活設計支援事業 | ニューライフプラン講座等 | 354千円 |
| | 福利管理費 | 広報紙作成等 | 2,194千円 |
| | 計 | | |

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員その他非常勤の職員については各地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成23年度)

| 療養補償 | | 障害補償 | | 遺族補償 | | その他 | | 福祉事業 | |
|------|----------|------|----------|------|----------|-----|-------|------|----------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 120件 | 26,629千円 | 6件 | 18,306千円 | 13件 | 29,714千円 | 2件 | 851千円 | 26件 | 15,484千円 |

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

前年度の報告及び勧告の概要

平成23年11月2日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 改定の内容

ア 給料表等

平成23年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を上回っていることから、人事院勧告に準じて給料表等の改定を実施することにより、職員の月例給を引き下げて、この較差を解消することとする（改定率△0.26%）。

中高齢層に限定して最大0.5%の給料表の引下げ改定を行う（給料表改定率△0.2%）。ただし、医師に適用される医療職給料表(1)等については、引下げ改定を行わない。

また、給料表水準の引下げに合わせて、平成18年に行った給与構造の見直し（給料表水準の引下げ）に伴う経過措置額についても、引下げ改定を行う。

イ 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げて、3.95月とする。

【改定後の支給月数】

| 23年度 | 一般職員 | 6月期 | 12月期 |
|------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 期末手当 2.60月 (+0.05月) 勤勉手当 1.35月 計 3.95月 (現行3.90月) | 1.200月 0.675月 1.875月 | 1.400月 (+0.05月) 0.675月 2.075月 |
| 24年度 以降 | 一般職員 | 6月期 | 12月期 |
| | 期末手当 2.60月 (+0.05月) 勤勉手当 1.35月 計 3.95月 (現行3.90月) | 1.225月 (+0.025月) 0.675月 1.900月 | 1.375月 (+0.025月) 0.675月 2.050月 |

ウ 実施時期等

アの改定は給与水準を引き下げる内容であることから、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。ただし、年間給与で民間と均衡を図る観点から、4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を、12月に支給する期末手当で調整する。

イの改定は、平成23年12月1日から実施する。

(2) 給与に関するその他の課題

職員の業務の実態や国及び他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って諸手当等の支給水準を改定する必要があるものについて、見直しを行う。

(3) 給与制度の見直し

平成23年の人事院勧告では、平成18年度から実施した給与構造の見直しに伴う経過措置を、平成25年4月に廃止することとしたところであるが、政府においては平成23年の人事院勧告の実施が見送られ、また、他の都道府県との均衡も考慮する必要があることから、当面は国等の動向を注視しながら検討を加え、今後、適時に当該経過措置の廃止について判断する。

(4) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務等の縮減等

職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス、労働意欲や活力の維持等の観点から、任命権者及び管理職員は、引き続き、時間外勤務等の縮減や年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。

イ 心の健康づくりの推進

心の疾病による病気休職者は減少していないことから、任命権者は、引き続き、職員の心の健康づくり対策を推進していく必要がある。

ウ 両立支援の推進

男性職員の育児休業取得者は依然として非常に少ないことから、任命権者は、引き続き、制度の内容の周知に努め、職員全体の意識啓発を図って、男性職員が育児に取り組みやすい職場環境づくりを推進する必要がある。また、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、所要の給与上の措置を講ずる必要がある。

(5) 高齢期の雇用問題

職員の高齢期の雇用問題は喫緊の課題であることから、人事院の定年の引上げのための「意見の申出」や国、他の都道府県等の対応、さらには民間の雇用確保の状況等に十分留意しながら、各任命権者等が連携し、遅滞なく、所要の検討を進める必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

(平成23年度)

| 区 分 | 採用 予定 人員 (A) | 申込者数 | | | 第1次試験 | | | | | | 第2次試験 | | | | 最終 倍率 C/F | 辞退 者数 | | |
|------------|-----------------------|-------|---------|-------|---------|------|---------|------------|-----------|------|---------|------|---------|------------|-----------------|----------|---------|---|
| | | (B) | 内 女性 | 受験者数 | | 合格者数 | | 受験率 C/B | 倍率 C/D | 受験者数 | | 合格者数 | | 受験率 E/D | | 内 女性 | 内 女性 | |
| | | | | (C) | 内 女性 | (D) | 内 女性 | | | (E) | 内 女性 | (F) | 内 女性 | | | | | |
| 行政A | 34 | 514 | 164 | 428 | 143 | 63 | 17 | 83.3% | 6.8 | 61 | 16 | 36 | 13 | 96.8% | 11.9 | 4 | 2 | |
| 行政B | 4 | 22 | 10 | 21 | 10 | 9 | 4 | 95.5% | 2.3 | 9 | 4 | 4 | 2 | 100.0% | 5.3 | 0 | 0 | |
| 行政C(職務経験者) | 2 | 80 | 17 | 51 | 14 | 9 | 2 | 63.8% | 5.7 | 9 | 2 | 2 | 1 | 100.0% | 25.5 | 1 | 1 | |
| 薬剤師 | 2 | 7 | 2 | 6 | 2 | 6 | 2 | 85.7% | 1.0 | 6 | 2 | 2 | 1 | 100.0% | 3.0 | 0 | 0 | |
| 化学 | 2 | 22 | 8 | 15 | 6 | 7 | 1 | 68.2% | 2.1 | 6 | 0 | 4 | 0 | 85.7% | 3.8 | 0 | 0 | |
| 農芸化学 | 1 | 5 | 3 | 5 | 3 | 2 | 0 | 100.0% | 2.5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 100.0% | 5.0 | 0 | 0 | |
| 農学(一般) | 4 | 47 | 18 | 37 | 15 | 10 | 5 | 78.7% | 3.7 | 10 | 5 | 4 | 2 | 100.0% | 9.3 | 1 | 1 | |
| 畜産 | 1 | 5 | 1 | 4 | 1 | 2 | 0 | 80.0% | 2.0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 100.0% | 4.0 | 0 | 0 | |
| 水産 | 1 | 4 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 100.0% | 4.0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | 4.0 | 0 | 0 | |
| 林学 | 4 | 13 | 5 | 11 | 4 | 7 | 2 | 84.6% | 1.6 | 7 | 2 | 4 | 2 | 100.0% | 2.8 | 0 | 0 | |
| 電気 | 2 | 13 | 0 | 9 | 0 | 4 | 0 | 69.2% | 2.3 | 4 | 0 | 3 | 0 | 100.0% | 3.0 | 0 | 0 | |
| 総合土木 | 10 | 40 | 3 | 35 | 2 | 17 | 0 | 87.5% | 2.1 | 17 | 0 | 10 | 0 | 100.0% | 3.5 | 1 | 0 | |
| 建築 | 3 | 8 | 1 | 8 | 1 | 5 | 1 | 100.0% | 1.6 | 5 | 1 | 3 | 1 | 100.0% | 2.7 | 0 | 0 | |
| 情報通信 | 1 | 4 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 50.0% | 2.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | - | - | - | |
| 警察事務 | 3 | 46 | 23 | 41 | 20 | 12 | 4 | 89.1% | 3.4 | 11 | 4 | 4 | 2 | 91.7% | 10.3 | 1 | 1 | |
| 計(15) | 74 | 830 | 257 | 677 | 223 | 155 | 39 | 81.6% | 4.4 | 150 | 37 | 79 | 25 | 96.8% | 8.6 | 8 | 5 | |
| 短大卒業程度 | 保健師 | 2 | 17 | 14 | 15 | 13 | 7 | 7 | 88.2% | 2.1 | 7 | 7 | 2 | 2 | 100.0% | 7.5 | 0 | 0 |
| 総合土木 | 2 | 9 | 0 | 9 | 0 | 5 | 0 | 100.0% | 1.8 | 4 | 0 | 3 | 0 | 80.0% | 3.0 | 0 | 0 | |
| 学校栄養士 | 5 | 62 | 58 | 59 | 55 | 15 | 12 | 95.2% | 3.9 | 15 | 12 | 5 | 4 | 100.0% | 11.8 | 0 | 0 | |
| 計(3) | 9 | 88 | 72 | 83 | 68 | 27 | 19 | 94.3% | 3.1 | 26 | 19 | 10 | 6 | 96.3% | 8.3 | 0 | 0 | |
| 高校卒業程度 | 一般事務 | 12 | 191 | 86 | 168 | 76 | 32 | 15 | 88.0% | 5.3 | 30 | 14 | 12 | 7 | 93.8% | 14.0 | 3 | 2 |
| 林学 | 1 | 5 | 0 | 5 | 0 | 4 | 0 | 100.0% | 1.3 | 4 | 0 | 1 | 0 | 100.0% | 5.0 | 0 | 0 | |
| 電気 | 3 | 7 | 1 | 6 | 1 | 5 | 1 | 85.7% | 1.2 | 5 | 1 | 3 | 0 | 100.0% | 2.0 | 0 | 0 | |
| 総合土木 | 5 | 11 | 0 | 9 | 0 | 8 | 0 | 81.8% | 1.1 | 8 | 0 | 5 | 0 | 100.0% | 1.8 | 0 | 0 | |
| 警察事務 | 1 | 20 | 11 | 18 | 10 | 10 | 4 | 90.0% | 1.8 | 10 | 4 | 6 | 3 | 100.0% | 3.0 | 0 | 0 | |
| 電気(警察) | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 100.0% | 2.0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 100.0% | 2.0 | 0 | 0 | |
| 小計(6) | 23 | 236 | 98 | 208 | 87 | 60 | 20 | 88.1% | 3.5 | 58 | 19 | 28 | 10 | 96.7% | 7.4 | 3 | 2 | |
| 一般事務(身障) | 5 | 17 | 8 | 15 | 7 | 13 | 5 | 88.2% | 1.2 | 13 | 5 | 6 | 4 | 100.0% | 2.5 | 1 | 1 | |
| 計(7) | 28 | 253 | 106 | 223 | 94 | 73 | 25 | 88.1% | 3.1 | 71 | 24 | 34 | 14 | 97.3% | 6.6 | 4 | 3 | |
| 合計(25)職種 | 111 | 1,171 | 435 | 983 | 385 | 255 | 83 | 83.9% | 3.9 | 247 | 80 | 123 | 45 | 96.9% | 8.0 | 12 | 8 | |
| 警察官A I | 20 | 193 | - | 107 | - | 61 | - | 55.4% | 1.8 | 59 | - | 22 | - | 96.7% | 4.9 | 0 | - | |
| 警察官A II | 39 | 397 | - | 240 | - | 120 | - | 60.5% | 2.0 | 112 | - | 53 | - | 93.3% | 4.5 | 13 | - | |
| 女性警察官A | 5 | 94 | 94 | 60 | 60 | 21 | 21 | 63.8% | 2.9 | 19 | 19 | 8 | 8 | 90.5% | 7.5 | 5 | 5 | |
| 警察官B | 29 | 492 | - | 265 | - | 99 | - | 53.9% | 2.7 | 93 | - | 38 | - | 93.9% | 7.0 | 1 | - | |
| 女性警察官B | 3 | 136 | 136 | 56 | 56 | 17 | 17 | 41.2% | 3.3 | 16 | 16 | 7 | 7 | 94.1% | 8.0 | 1 | 1 | |
| 小計(5) | 96 | 1,312 | 230 | 728 | 116 | 318 | 38 | 55.5% | 2.3 | 299 | 35 | 128 | 15 | 94.0% | 5.7 | 20 | 6 | |
| 少年補導職員 | 1 | 8 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 | 75.0% | 1.5 | 4 | 4 | 2 | 2 | 100.0% | 3.0 | 0 | 0 | |
| 総計(31)職種 | 208 | 2,491 | 671 | 1,717 | 506 | 577 | 125 | 68.9% | 3.0 | 550 | 119 | 253 | 62 | 95.3% | 6.8 | 32 | 14 | |

※ 警察官A、警察官Bについて、他県を第一志望としている者は除く。

(2) 選考採用(適用根拠別状況)

(平成23年度)

| 区 分 | 任 命 権 者 別 | | | 計 |
|-------------------|-----------|-------|------|----|
| | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部 | |
| 根拠規定 | | | | |
| 人事委員会規則4-5第26条第1項 | 33 | 1 | 19 | 53 |
| 第1号 | | 1 | | 1 |
| 係長及び相当職以上の職 | | | | |
| 教育次長 | | | | 1 |
| 次長待遇 | 1 | | | 1 |
| 課長 | 1 | | | 1 |

| | | | | | | |
|-------------------------------|--------|---------|----|---|----|----|
| | | 小 計 | 2 | 1 | 3 | |
| 第3号 国、他の地方公共団体等の在職者 | | 部長 | 1 | | 1 | |
| | | 部長待遇 | 1 | | 1 | |
| | | 次長 | 2 | | 2 | |
| | | 参事 | 1 | | 1 | |
| | | 課長 | 1 | | 1 | |
| | | 政策監 | 1 | | 1 | |
| | | 主幹 | 1 | | 1 | |
| | | 副主幹 | 2 | | 2 | |
| | | 主査 | 1 | | 1 | |
| | | 係長 | | | 1 | 1 |
| | | 主任 | | | 1 | 1 |
| | | 主事 | 1 | | | 1 |
| | | 技師 | 1 | | | 1 |
| | | 調査官 | | | 1 | 1 |
| | | 警視 | | | 4 | 4 |
| | | 警部 | | | 2 | 2 |
| | | 警部補 | | | 2 | 2 |
| | | 巡査部長 | | | 3 | 3 |
| | | 巡査 | | | 2 | 2 |
| | | 小 計 | 13 | | 16 | 29 |
| 第7号 | 資格・免許職 | 医師 | 3 | | 3 | |
| | | 獣医師 | 5 | | 5 | |
| | | 看護師 | 2 | | 2 | |
| | | 職業訓練指導員 | 2 | | 2 | |
| | | 機関士 | 1 | | 1 | |
| | その他 | 研究員 | 4 | | 4 | |
| | | 助産師の養成 | 1 | | 1 | |
| | | 武道指導 | | | 2 | 2 |
| | | 臨床心理士 | | | 1 | 1 |
| | | 小 計 | 18 | | 3 | 21 |
| 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条 | | | 16 | | 16 | |
| 特定任期付職員 | | | 1 | | 1 | |
| | 小 計 | | 1 | | 1 | |
| 一般任期付職員 | | | 15 | | 15 | |
| | 小 計 | | 15 | | 15 | |
| 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条 | | | | | | |
| 第1号任期付研究員 | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | |
| 第2号任期付研究員 | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | |
| 合 計 | | | 49 | 1 | 19 | 69 |

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

| 事案名 | 要求者 | 要求年月日 | 要求内容 | 審理内容等 | 終結内容年月日等 |
|------|-----|-------|------|-------|----------|
| 該当なし | | | | | |

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

| 事案名 | 要求者 | 要求年月日 | 要求内容 | 審理内容等 | 終結内容年月日等 |
|------------------|----------|-----------|-------------|-------|----------|
| 平成24年秋人委(措)第1号事件 | 一部事務組合職員 | 平成24年3月6日 | 法定労働時間遵守等要求 | | |

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 任命権者に関するもの

| 事案名 | 申立人 | 申立年月日 | 申立理由 | 審理状況 | 終結内容年月日等 |
|----------------------|---------|------------|--------------|------------------|----------------------|
| 平成22年秋人委(不) 第1号事件 | 元教育庁職員 | 平成22年6月11日 | 懲戒処分取消 請求 | 準備手続1回 口頭審理1回 | 平成23年6月30日 (処分承認) |
| 平成22年秋人委(不) 第2号事件 | 元県立学校教諭 | 平成22年7月9日 | 懲戒処分取消 請求 | 準備手続1回 口頭審理1回 | 平成23年7月28日 (処分承認) |
| 平成23年秋人委(不) 第1号事件 | 元小学校教諭 | 平成23年5月24日 | 分限処分取消 請求 | 口頭審理 | |
| 平成23年秋人委(不) 第8号事件 | 元県立学校教諭 | 平成24年2月23日 | 懲戒処分取消 請求 | 書面審理 | |

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

| 事案名 | 申立人 | 申立年月日 | 申立理由 | 審理状況 | 終結内容年月日等 |
|--------------------------|---------------|------------|--------------|------|----------|
| 平成23年秋人委(不) 第2～6号併合事件 | 元一部事務組 合職員 | 平成23年5月25日 | 分限処分取消 請求 | 書面審理 | |
| 平成23年秋人委(不) 第7号事件 | 元市職員 | 平成23年6月17日 | 懲戒処分取消 請求 | 書面審理 | |

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

| 番号 | 所在地 | 地目等 | 面積(m ²) | 予定価格(円) |
|----|-----------------|--------|---------------------|------------|
| 1 | 山本郡八峰町八森字中浜5番25 | 宅地 | 235.17 | 1,150,000 |
| | | 事務所・居宅 | 80.01 | 280,000 |
| 2 | 由利本荘市御門257番2 | 宅地 | 445.11 | 11,500,000 |
| | 由利本荘市御門257番6 | 公衆用道路 | 53.81 | |

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

| 番号 | 場 所 | 期 間 |
|----|--|--|
| 1 | 山本地域振興局総務企画部 総務経理課総務班(電話0185-52-6203) 〒016-0815 能代市御指南町1番10号 | 平成24年9月21日(金)から同年10月19日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで |
| 2 | 由利地域振興局総務企画部 総務経理課総務班(電話0184-22-5431) 〒015-8515 由利本荘市水林366番地 | 平成24年9月21日(金)から同年10月22日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで |

3 入札執行の場所及び日時

| 番号 | 場 所 | 日 時 |
|----|----------------|---------------------|
| 1 | 山本地域振興局庁舎第1会議室 | 平成24年10月22日(月)午前11時 |
| 2 | 由利地域振興局庁舎第1会議室 | 平成24年10月23日(火)午前11時 |

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。)

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
超臨界発泡射出成形機 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月17日
- 4 落札者の名称及び住所
タルイシ機工株式会社 秋田市山王臨海町2-54
- 5 落札金額
41,475,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年5月29日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
胃部検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社大塚商店 秋田市保戸野中町1-17
- 5 落札金額
51,345,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成24年5月29日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.6m、290kw級）R 1 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月20日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社K C M J 秋田営業所 秋田市新屋豊町14番2号
- 5 落札金額
34,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月5日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.6m、220kw級）R 2 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月20日
- 4 落札者の名称及び住所
打川自動車株式会社 横手市駅前町7-30
- 5 落札金額
23,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月5日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.2m級、油圧式チップバック装置付き）R 3 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月20日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社K C M J 秋田営業所 秋田市新屋豊町14番2号
- 5 落札金額

46,410,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月5日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.2m級）R4 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月20日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社KCMJ 秋田営業所 秋田市新屋豊町14番2号
- 5 落札金額
22,995,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月5日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ（4.0m級）G1 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月20日
- 4 落札者の名称及び住所
キャタピラー東北株式会社秋田支店 秋田市川尻町字大川反233-90
- 5 落札金額
22,983,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月5日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
小型ロータリ除雪車（1.3m級）M2 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日

平成24年7月20日

- 4 落札者の名称及び住所
打川自動車株式会社 横手市駅前町7-30
- 5 落札金額
24,255,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月5日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市南土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年9月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成24年9月11日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久